

(案)

## 平成24年度統計法施行状況に関する審議結果

平成25年9月 日  
内閣府統計委員会

## はじめに

統計委員会では、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定により総務省が法の施行に関して各府省の報告を取りまとめた法の施行状況の報告を受け、法の施行状況の確認及び法第4条の規定に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「現行基本計画」という。）の推進を図るため、毎年度審議を実施している。

今回の平成24年度法施行状況審議においては、現行基本計画の期間（平成21年度を初年度とするおおむね5年間）を勘案し、統計をめぐる社会経済情勢の変化や各府省における取組の自己評価を検証し、現行基本計画に掲げられた事項の取組状況の評価を踏まえ、個別の項目又は事項ごとに専門的かつ客観的見地から、現行基本計画全般にわたって検討を行った。

この審議の結果、各府省は、おおむね現行基本計画に沿った取組を進め、既に所期の目的を達成し、更なる取組の発展及び充実を図る余地も認められない事項がみられる一方、今後も継続的な取組が必要と考えられる事項や、新たな取組が必要と考えられる事項等がみられた。

このため、平成26年度を初年度とする新たな計画（以下「次期基本計画」という。）の策定に資する観点から、評価結果を踏まえた次期基本計画に関する基本的な考え方を取りまとめた。

今後、統計法の目的及び基本理念を踏まえつつ、公的統計をめぐる様々な課題の克服に向けて実効性のある計画となるよう、この審議結果を基に、具体的施策、実施時期等の明確化を図るなど、政府一体となって更なる具体化を図った上で、次期基本計画案が取りまとめられることを期待する。

## 目 次

I 検討の経緯等	
1 検討の経緯	2
2 今回審議の背景事情等	2
3 審議の進め方	2
4 審議結果の取りまとめ	3
II 審議結果	
第1 施策展開に当たっての基本的な視点	5
1 統計相互の整合性の確保・向上	5
2 国際比較可能性の確保・向上	5
3 経済・社会の環境変化への的確な対応	6
4 正確かつ効率的な統計作成の推進	6
5 統計データの透明化・オープン化の推進	6
第2 公的統計の整備に関する事項	7
1 経済関連統計の整備 <u>・充実</u>	7
(1) 「国民経済計算」の整備 <u>・充実</u>	7
(2) 「経済構造統計」を軸とした産業関連統計の体系的整備	9
(3) サービス産業に係る統計の整備 <u>・充実</u>	9
(4) 企業活動に係る統計の整備 <u>・充実</u>	10
(5) 経済活動のグローバル化に対応した統計整備	<u>11</u> 10
2 分野別経済統計の整備 <u>・充実</u>	<u>12</u> 11
(1) 環境に関する統計の整備 <u>・充実</u>	<u>12</u> 11
(2) 観光に関する統計の整備 <u>・充実</u>	12
(3) 交通に関する統計の整備	13
(4) 建設・不動産に関する統計の整備	13
3 人口・社会、労働関連統計の整備 <u>・充実</u>	14
(1) 社会保障全般に関する統計の <u>充実整備</u>	14
(2) 人口減少社会に対応した統計の <u>充実整備</u>	<u>15</u> 14
(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 <u>・充実</u>	<u>16</u> 15
(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	<u>16</u> 15
第3 公的統計の整備に必要な事項	<u>18</u> 17
1 統計作成の効率化及び報告者負担の軽減	<u>18</u> 17
(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用	<u>18</u> 17
(2) 行政記録情報等の活用	<u>18</u> 17
(3) オンライン調査の推進	<u>19</u> 18
(4) 統計基準等の見直し	<u>20</u> 19
2 統計リソースの確保及び有効活用	<u>20</u> 19
(1) 統計リソースの <u>充実確保</u> のための取組	<u>20</u> 19
(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携	<u>21</u> 19

(3) 統計職員等の人材の育成・確保 .....	<u>2120</u>
(4) 災害発生時等の備え .....	<u>2120</u>
(5) 民間事業者の活用 .....	<u>2220</u>
3 統計調査環境の改善 .....	<u>2221</u>
(1) 統計ニーズの的確な把握 .....	<u>2221</u>
(2) 統計の品質保証活動の推進 .....	<u>2321</u>
(3) 統計に係る広報・啓発活動の <u>充実推進</u> 等 .....	<u>2322</u>
(4) 統計リテラシーの向上 .....	<u>2322</u>
(5) 研究開発成果の共有 .....	<u>2423</u>
4 統計データの有効活用 .....	<u>2423</u>
(1) 調査票情報等の提供及び活用 .....	<u>2423</u>
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進 .....	<u>2524</u>
5 国際協力及び国際貢献の推進 .....	<u>2624</u>
(1) 国際機関への情報提供の <u>充実推進</u> .....	<u>2624</u>
(2) 発展途上国等への支援 .....	<u>2625</u>
第4 基本計画の推進 .....	<u>2826</u>
1 各府省における取組 .....	<u>2826</u>
2 統計委員会における取組 .....	<u>2826</u>

### III 項目別平成 24 年度統計法施行状況審議結果

第2 公的統計の整備に関する事項 .....	<u>30</u>
第3 公的統計の整備に必要な事項 .....	<u>73</u>
第4 基本計画の推進 .....	<u>104</u>

---

# I 檢討② 経緯等

## 1 検討の経緯

総務大臣は、法第55条第1項の規定に基づき、法の施行に関して各府省に報告を求める、同条第2項の規定に基づき、毎年度、その報告を取りまとめた上、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告することとされている。この報告を受けた統計委員会では、同条第3項の規定に基づき、関係大臣に意見を述べる必要があるかを含め、審議を行っている。また、統計委員会は、現行基本計画においても、この法第55条の枠組みの中で、客観的な評価・検証等を行った上、必要に応じて関係府省に取組の再検討、見直し、促進等のための意見を提示することとされている。

平成24年度の法施行状況については、平成25年5月17日に開催された第64回統計委員会における総務大臣からの報告を受け、直ちに基本計画部会に付議して、審議を開始したものである。

## 2 今回審議の背景事情等

平成24年度法施行状況報告では、法第4条の規定に基づく策定・閣議決定から4年目を迎える現行基本計画の各担当府省における取組状況・その自己評価のほか、公的統計の作成や、調査票情報の利用及び提供等の取組状況が盛り込まれている。

このうち現行基本計画は、おおむね5年間を計画期間とする計画であり、平成25年度末に計画期間が満了することとなる。このため、平成26年度を始期とする新たな計画（以下「次期基本計画」という。）を策定するためには、平成25年度中に閣議決定を含めた一連の作業を終える必要がある。

一方、法第4条第6項において、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案するとともに、施策の効果に関する評価を踏まえて、計画を変更すると規定されている。

このため、平成24年度法施行状況審議においては、次期基本計画の策定に資するため、現行基本計画に掲げられた個別の項目又は事項ごとの取組状況の評価を中心に、専門的かつ客観的な見地から、現行基本計画全般を対象に検討を行うこととした。また、この評価結果及び統計をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、審議の成果物として、次期基本計画に関する基本的な考え方を取りまとめることとした。

なお、平成24年度法施行状況のうち現行基本計画に関する取組状況は、上記のような事情から、例年よりも約1か月前倒しして報告されている。

## 3 審議の進め方

今回の審議は、「平成24年度統計法施行状況報告に関する審議の進め方について」（平成25年5月17日基本計画部会決定）により、共通的な視点等に基づいて、現行基本計画を項目ごとに評価するとともに、社会経済情勢の変化も踏まえ、次期基本計画に向けた発射台としての位置・方向性等の検討を主眼として実施した。

具体的には、委員会から審議された基本計画部会において、理念・方針等の次期基本計画の基盤となる項目や、共通的な項目を対象に審議を行った。また、基本計画部会の下に、次に掲げる3つのワーキンググループを設置し、担当分野別に掘り下げた審議を行った。なお、各ワーキンググループには、基本計画部会長を除く全委

員がいずれかのワーキンググループにコアメンバーとして参加するとともに、関心のある委員は他のワーキンググループにも参加し、議論に加わった。

また、各ワーキンググループにおいては、特定の事項に関し、タスクフォースを設けるとともに、審議協力者（学識経験者、関係府省及び地方公共団体の関係者等）とも十分な意見交換を行うなどして審議の充実を図った。

表 基本計画部会・ワーキンググループ（WG）別の審議対象、審議実績等

区分	具体的な審議対象分野	構成員（コアメンバー）	開催実績
基本計画部会	基本的な方針、基幹統計、ビジネスレジスター、統計基準の設定、基本計画の推進・評価 等	全委員	5/17、6/21、6/27、7/26、8/20、8/26、9/18、9/27
第1WG	国民経済計算、経済構造統計、サービス統計、環境統計、観光統計 等	川本委員、西郷委員、中村委員、深尾委員	6/7、6/21（*）、7/12（*）、7/26（*）、7/31、8/19、9/12
第2WG	福祉・社会保障統計、少子高齢化等に対応した統計、教育統計、労働統計 等	安部委員、北村委員、白波瀬委員、津谷委員	6/7、6/21、7/5、7/19、7/31（*）、8/26、9/3
第3WG	行政記録情報等の活用、統計リソース、国民の理解促進、統計データの有効活用 等	縣委員、竹原委員、椿委員、廣松委員	6/11、6/26、7/9、7/23、8/19、9/2

（注）「開催実績」欄の開催月日の末尾に、「\*」印を付しているものは、タスクフォースを示す。

#### 4 審議結果の取りまとめ

今回の5か月弱・延べ28回にわたる審議結果については、次期基本計画の策定に資する観点から、次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点・重点施策や構成（章立て、項目立て等）に沿って、項目ごとに①共通的な評価の視点等を踏まえた現行基本計画の取組状況の評価、②前述①の評価や社会経済情勢の変化を勘案した次期基本計画における取扱いの方向性、③次期基本計画における具体的な取組を含めた基本的な考え方等を、次の「II 審議結果」に取りまとめた。

また、審議の結果、現行基本計画のうち所期の目的を達成している項目・事項や、項目ごとの①現行基本計画の概要、②平成24年度法施行状況報告の概要、③統計委員会における評価、④次期基本計画における基本的な考え方の詳細については、「III 項目別平成24年度統計法施行状況審議結果」に取りまとめた。

## II 審議結果

## 第1 施策展開に当たっての基本的な視点

現行基本計画においては、法第1条の「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること」を目的として、①統計の体系的整備、②経済・社会の環境変化への対応、③統計データの有効活用の推進、④効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用を、施策展開に当たっての基本的な視点と位置づけて位置付けている。

各府省では、これらの視点を踏まえた具体的な施策として、①「経済構造統計」（基幹統計）<sup>(注)</sup>の創設・実施、②「国民経済計算」（基幹統計）（以下「SNA」という）の推計精度の向上、③事業所母集団データベースの構築・運用、④オーダーメード集計、匿名データの作成・提供の推進等に取り組むなど、おおむね計画に沿った取組を進めているものの、統計調査の実施や統計リソースの確保等を含めて、公的統計の作成及び提供を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

(注) 基幹統計及び基幹統計調査は、その旨を括弧書きで初出で記載し、その他の統計及び統計調査との区分を明らかにした。その他の統計及び統計調査については、その旨を記載していない。

一方、公的統計は、「証拠に基づく政策立案」（evidence-based policy making）を推進し、学術研究や産業創造に積極的な貢献を果たすことが求められている。この要請に応え、経済や雇用動向等をより適時・的確に捉える統計を作成・提供するためには、次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点を、より一層重点化、明確化することが必要となっている。また、これらの基本的な視点は、現行基本計画に掲げられた取組全般の横断的な方針としての性格を併せ持つことにも留意が必要である。

このため、次期基本計画においては、現行基本計画における重要な目標である「統計の有用性の確保・向上」の達成を引き続き目指し、統計の体系的整備を推進するため、以下の視点に重点を置いた各種施策を、政府一体となって推進することが必要と考える。

(注) 基幹統計及び基幹統計調査は、その旨を括弧書きで初出で記載し、その他の統計及び統計調査との区分を明らかにした。その他の統計及び統計調査については、その旨を記載していない。

### 1 統計相互の整合性の確保・向上

基幹統計を中心とした公的統計の体系的整備に当たって、「経済構造統計」及び関連した大規模統計に関する新たな枠組みを検討するなど、統計相互の整合性の確保・向上を図る。また、雇用・労働関連の用語や定義等を整理するなど、比較可能性の向上を図る。さらに、関連する経済統計調査において、共通して把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードを活用した統計を作成するなど、新たな統計整備の在り方についても検討する。

### 2 國際比較可能性の確保・向上

國民経済計算の整備に当たって、国際基準である2008 SNAに的確に対応するなど、国際比較可能性の確保・向上を図る。また、各種の統計における国際基準、ガ

イドライン等の検討に寄与するとともに、その検討動向を踏まえた統計の作成・提供に努める。なお、国際比較可能性の確保・向上に際しては、報告者負担や実査可能性にも留意する。

### 3 経済・社会の環境変化への的確な対応

「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）における①グローバル化を活かした成長（国際展開戦略）、②地球環境への貢献、③資源・エネルギーの経済安定保障の確立、戦略的外交の推進等の施策を推進するため、経済・金融統計の公表基準への準拠などの経済活動のグローバル化に対応した統計や、地球温暖化対策等の環境に関する統計の充実を図る。また、同閣議決定における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第三<sup>3</sup>次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）に基づくジェンダー統計のほか、地域別統計及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成・提供を推進する。併せて、統計の作成・提供の基盤となる実査体制の機能維持を含めた必要なリソースの確保及び国民の理解増進に努めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、日頃から災害発生時等の備えを強化する。

### 4 正確かつ効率的な統計作成の推進

統計の有用性の向上に留意しつつ、厳しい行財政事情や調査環境の現状を踏まえ、行政記録情報を活用し、情報通信技術の進展を勘案したオンライン調査の推進を図るなど、統計の精度を確保しつつ、効率的に統計を作成・提供する。また、事業所母集団データベースを活用し、重複是正や調査事項の縮減を図るなど、報告者負担の軽減を図る。

### 5 統計データの透明化・オープン化の推進

統計の作成方法や推計方法等に係る品質表示の改善に加え、プロセス保証の導入を検討するなど、統計作成過程における透明性の一層の向上を図る。また、オーダーメード集計について、利用条件を緩和する方向で検討を行うなど、セキュリティレベルや匿名性の程度を踏まえ、統計データの利用形態に応じた提供を検討する。さらに、e-Stat（政府統計の総合窓口）について、A P I 機能<sup>(注)</sup>の提供や統計G I S（地図で見る統計）等の充実に向けた技術的研究を推進するなど、統計データのオープン化を一層推進する。

（注）統計データを、プログラムが自動で取得できるようにするために、機械が判読可能な形式  
[API（Application Program Interface）]で提供

## 第2 公的統計の整備に関する事項

### 1 経済関連統計の整備・充実

#### (1) 「国民経済計算」の整備・充実

「国民経済計算」(以下「SNA」という。)は、その計数自体が重要な経済統計であるばかりでなく、関連する統計における概念、定義、記録原則などの基礎と位置づけられて位置付けられている。また、SNAは、各種統計調査の設計の指針や統計数値間の整合性確保の枠組みも内包している。このため、国際的動向に的確に対応しつつ、体系として確実な推計を行っていくことが重要となっている。さらに、主要先進経済国として、日本がSNAに関する国際的な議論の主導的役割の一翼を担い、その発展に貢献することも必要となっている。

SNA関連事項については、平成23年12月に公表された「平成17年（2005年）基準改定」において、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、今後のSNAの確報年次推計については、平成28年「経済センサス・活動調査」（基幹統計調査）の經理事項対象年である平成27年分の確報推計について、いわゆる「代替推計」を確立する必要があるなど、基礎統計を巡めぐる条件の変化を踏まえ、推計精度の確保と向上を図っていくことが何よりも重要な課題となっている。また、この課題に取り組みつつ、2008SNAなど国際標準への準拠、「証拠に基づく政策立案」のための提供情報の充実や一層の作成方法の透明化に努めるとともに、これらの取組の実現には、SNAと一次統計の連携強化が不可欠となっている。

#### ア SNAの精度の確保・向上

「経済センサス・活動調査」を始めとする基礎統計の変化に対応しつつ、精度の確保・向上を図る観点から、供給・使用表（Supply and Use Tables, SUT）の活用などにより、SNAの推計の枠組みを確立・強化するなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、精度向上を図る。
- ② 供給・使用表の枠組みを通じたSNAの精度向上のため、SNAと「産業連関表（基本表）」（基幹統計）、「同延長表」及び一次統計の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。
- ③ SNAの基準年の供給・使用表について、「産業連関表（基本表）」と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。
- ④ 「産業連関表（延長表）」について、一次統計の整備及び推計手法の高度化を通じた精度向上を図った上、基幹統計化を推進する。
- ⑤ 統計上の不突合の原因の一つとなっているGDP（生産側）のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取り扱い取扱いについて研究する。
- ⑥ SNAにおける推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実に行う体制を確立する。また、これにより計数のチェック体制

を強化する。

#### イ SNAの国際比較可能性の向上

国際比較可能性の向上という観点から、2008SNAに準拠した改定の是非や可能性を検討し、ための具体的な推計の見直し作業を進めるや付加価値税率の異なる諸外国と比較するための対応など、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 2008SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。
- ② 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による「産業連関表（基本表）」及びSNAの作成に向け検討するについて、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）及びSNAの次々回基準改定での実現を目指す。
- ③ SNAと「産業連関表（基本表）」の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、SNAとの整合性及び国際的な動向への対応を検討する。

#### ウ SNAの提供情報の充実整備

有用性の向上及び地域統計の整備を図る観点から、四半期推計の充実や、長期時系列計数の提供や、地域経済計算の充実に向けた支援を強化するなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 支出面の精度の維持・向上に加え引き続きるとともに、生産及び分配所得面を含む四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することについて検討するを目指す。その際、行政記録情報の活用等も併せて検討する。
- ② 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供等を進める。
- ③ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向けて、地方公共団体に対する支援を強化する。

#### エ SNAと一次統計等との連携強化

推計の基礎となる一次統計等の一層の整備と活用方法の開発を進め、SNAの基礎統計に起因する課題を解決するため、報告者負担に配慮しながら、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 「経済センサス-活動調査」の結果の活用により、生産構造及び中間投入構造

をより正確に把握する方法を確立する。

- ② サービス産業の中間投入構造など、より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備などを引き続き進める。
- ③ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための基礎統計の拡充・推計手法について検討する。
- ④ コモ法のうち、いわゆる建設コモ法について、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。
- ⑤ 生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報をどのように確保するかについて、「サービス産業動向調査」を中心に検討する。
- ⑥ ①～⑤を含む一次統計との連携強化について、SNA、産業連関表及び一次統計作成府省が協議、情報共有する場を設け、その推進に努める。
- ⑦ コモ法における商品別配分比率の推計、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備については、SNAの方法論上の課題としての検討を継続、強化する。

## (2) 「経済構造統計」を軸とした産業関連統計の体系的整備

「経済構造統計」を軸とした産業関連統計の体系的整備については、産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議を開催し、体系的整備の課題等を取りまとめた点については評価できる。一方、「経済センサス-活動調査」の検証結果を踏まえ、新たな枠組みの検討及び具体的な課題を検討するため、関係府省が一体となった取組を推進していくことが必要と~~なっている~~考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 「経済センサス - 活動調査」の在り方の検討し、結論を行う得る。
- ② 「経済センサス - 活動調査」の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みの検討し、結論を行う得る。
- ③ 「経済構造統計」及び関連大規模統計に関する新たな枠組みの検討し、結論を行う得る。
- ④ 売上高等の把握における消費税の取扱いは、現状では企業を対象とした統計調査において税込みと税抜きが混在した集計となっていることから、記入報告者負担等を勘案した上で、結果精度を高める方法について検討する場を設ける。
- ⑤ 産業分類は供給概念で作成されているものが中心である一方、サービスの副次的活動を把握するには、併せて需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益であり、産業分類が需要概念で構成されている分類もあることから、各分類の特性を踏まえ、段階的に生産物分類についての検討を行う段階的に進める。

## (3) サービス産業に係る統計の整備充実

我が国経済における第3次産業の占める割合はGDPで7割となっており、社会

経済の実態を的確に捉えるために広義のサービス分野の統計の重要性は高まっている。しかし、サービス産業に係る統計は、個々の業種ごとにモザイク状に整備され、全体像を明らかにするものとはなっていなかった。こうした背景から、「サービス産業動向調査」などの創設が行われているが、更なる精度向上に向けた取組が必要になっている。また、産業としてのサービスに関する統計整備の充実も必要となつていると考える。

「サービス産業動向調査」と「第3次産業活動指標」については、両統計とも、精度向上のための取組として、調査の見直しや推計手法の検討を行った点については評価できる。一方、基幹統計化に向け、統計の有用性の向上に向けた取組が行われているが、引き続き両統計の有用性確保についての取組を進めるとともに、サービス産業に係る構造面の把握の在り方についても研究を進めることができるとなつている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① サービス産業に係る統計の横断的整備として、構造面の把握の在り方について研究を進める。
- ② 「サービス産業動向調査」について、見直し後の調査結果の蓄積を行うとともに、その実施状況を踏まえた上で、更なる利活用の促進に努める。また、「四半期別GDP速報」(Q E)を始めとしたS N A等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討結論を行う得る。
- ③ 「第3次産業活動指標」について、次回基準改定(平成27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検討を行う。

#### (4) 企業活動に係る統計の整備・充実

企業活動に係る統計の整備については、情報通信業分野における企業活動を捉えた「情報通信業基本調査」の実施や、企業のサービス活動を把握するための「純粹持株会社実態調査」の実施など、おおむね現行基本計画に沿った取組が行われていると評価できる。一方、企業活動の多角化やグループ化、企業内活動での分業や取引等に関する企業のサービス活動や及び企業が保有する資本や土地などのストック面に関する統計の整備については、その検討が進展しているとは言い難く、報告者負担に留意しつつ、更なる取組の発展・充実が必要となつている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードによる既存統計調査の連携を図ることにより、企業活動に関する統計の体系的なデータ把握について検討する。
- ② 事業所を対象にした統計調査における同一企業内取引について、記入者報告者負担を考慮した上での把握の可能性など、企業内活動の把握について検討する。
- ③ 平成24年「経済センサス-活動調査」結果+を、平成21年「経済センサス-基礎調査」(基幹統計調査)で把握された企業グループの情報により集計し、企業グ

ループに関する統計の研究を行う。

- ④ 「事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、「純粹持株会社実態調査」の結果と合わせ、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。

#### (5) 経済活動のグローバル化に対応した統計整備

現行基本計画の「グローバル化の進展に対応した統計の整備」に~~ついて~~おいては、企業の貿易取引や海外事業活動に加えて、外国人住民に係る基本的な統計の整備等が、検討の項目となっている。このうち、外国人住民に係る基本的な統計整備については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。また、企業活動に係る事項については、引き続き取組の発展・充実を図る余地が認められると評価できる。

経済活動におけるグローバル化については、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、グローバル化のメリットを活かして持続的な成長の実現をすることが主要な施策として掲げられている。このため、国際経済活動のグローバル化取引や企業の国際化を把握する統計である国際収支統計、貿易統計及び企業の海外事業活動をめぐる統計の重要性が増している。

また、国際的な動向に目を向けると、G20データギャップ・イニシアティブにおいて、平成20年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の原因となりうるリスクを特定するために必要なデータ整備を行うこととされたことを受け、国際通貨基金(I MF)が新たな経済・金融統計の公表基準であるSDDSプラスへの参加を各国に呼びかけている。このため、平成31年末までの参加期限に向け、SDDSプラスへの参加に必要なデータ整備のための検討を進めることが必要と~~なっている~~考える。

このため、次期基本計画においては、社会経済情勢の変化への対応や、国際比較可能性の向上という観点から、「グローバル化の進展に対応した統計の整備」を「経済活動のグローバル化に対応した統計整備」に変更した上で、以下の取組~~が必要とする~~を講ずべきである。

- ① 本邦企業が所有する海外現地法人の事業活動を正確に把握するため、「海外事業活動基本調査」の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化の可否についても結論を~~検討する~~得る。
- ② 「貿易統計」については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、統計委員会における審議は統計の作成(集計)方法が中心となることや国民への情報提供の充実等という観点も考慮して引き続き基幹統計化の可否について~~検討する~~し、結論を得る。
- ③ 国際収支マニュアル第6版への準拠等のため、平成26年より相当規模の見直しが行われる「国際収支統計」について、新たな統計の定着度合や利用者の反応をフォローアップする。
- ④ 関係府省の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応の検討を進める。
- ⑤ 上記④の一環として、関係府省が協力して、一般政府収支の四半期ベースでの

把握や発生主義での推計手法を検討する。

## 2 分野別経済統計の整備・充実

### (1) 環境に関する統計の整備・充実

環境に関する統計の整備については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、地球温暖化対策等の環境問題は、国民にとっても関心の高い事項であり、その統計整備は重要な課題となっている。また、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」においても、地球温暖化対策が取り上げられており、このような環境問題を取り巻く変化に対応する観点からも引き続き取組の発展・充実を図ることが必要となっていると考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。
- ② 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。
- ③ 平成17年版の環境分野分析用産業連関表を作成する際に主要な部門別投入量等の把握などが未対応であることが明らかになったが、この課題の解決に向けて平成23年版の環境分野分析用産業連関表の作成に取り組む。
- ④ 「エネルギー消費統計」については、「総合エネルギー統計」への組み込みに向けて、現行基本計画期間中の検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図り、基幹統計の範囲について検討を行う。
- ⑤ エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、「総合エネルギー統計」、「産業連関表」、「SNA」などの概念及び数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る。

### (2) 観光に関する統計の整備・充実

観光に関する統計の整備については、「旅行・観光消費動向調査」及び「宿泊旅行統計調査」の充実や、「観光入込客統計」に係る共通基準の策定及び「観光サテライト勘定」(TSA)の本格的な作成・公表が行われるなどおおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、更なる充実・が、「観光入込客統計」の改善を図るや「観光サテライト勘定」(TSA)の精度向上に向けて、更に取り組む余地が認められる。

さらに、我が国の観光地域における観光売上割合や観光産業の生産・供給構造、雇用状況等の実態を把握するため、「経済センサス-活動調査」結果と接合することを考慮して、平成24年度限りで新たに実施した「観光地域経済調査」については、今後の在り方の検討が必要と考える。

また「日本再興戦略」において、観光資源の更なる活用が求められるなど、観光統計の重要性は高まっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

る。

- ① 「旅行・観光サテライト勘定」(T S A)については、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。
- ② 都道府県の「観光入込客統計」は、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示などを行い、地域の観光統計の改善を支援する。
- ③ 「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」など既存の観光統計については、それぞれ統計の精度向上に取り組む。その上で、「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」については、「観光地域経済調査」及び国際基準との整合性を整理し、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討するし、結論を得る。
- ④ 平成24年度から新たに実施した「観光地域経済調査」について、調査の実施に際して明らかとなった課題や調査結果の有用性について検討を行い、課題の解決、調査結果の利活用について整理し、平成2928年度以後に次回調査を行うかの対応について結論を得る。

### (3) 交通に関する統計の整備

交通関連統計は、各種の統計調査及び行政記録情報から作成され関連する施策に活用されている一方で、統計の安定性・連続性を重視し、比較可能性の向上や社会経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等について検討が必要との指摘を受けている。

国土交通省では、今般の総合物流施策大綱の策定を契機として、社会経済情勢の変化に対応し、「自動車輸送統計」(基幹統計)を中心とした交通関連統計の体系的整備に着手したいとしていることから、取組を推進することが必要となっている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 関連する輸送モードにおける物流効率化を横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。
- ② 内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上により、地球温暖化等に対応する環境に関する基礎統計の整備に資する。
- ③ 「自動車輸送統計」を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター(積載効率、実車率等)の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。

### (4) 建設・不動産に関する統計の整備

建設・不動産に関する統計整備については、企業における不動産(土地・建物)ストックをより的確に把握する観点から、「法人土地基本調査」(基幹統計調査)と「法人建物調査」を統合し、「法人土地・建物基本調査」(基幹統計調査)として調

査が実施されるなど、おおむね計画に沿った取組が進められていると評価できる。

一方このような状況の中で、国土交通省では、建設・不動産に関する統計の更なる体系的整備に当たってはを図る観点から、「法人土地・建物基本調査」の中間年における企業の土地取得状況等の動向（フロー）を把握する方向でことについて検討が進められてを進めている。一方、この中間年のフロー調査の検討に当たってついては、平成25年の「法人土地・建物基本調査」の実施結果の検証や調査実施の目的、必要性を整理した上で、その在り方を検証することが必要である。

また、世帯・公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方についての整理も必要となっている考える。

また一方、建設に関する統計の整備については、建築物の新規着工工事額が、ピーク時の半分以下に低下していることや、少子高齢化が進む中で、建築物市場を取り巻く環境が大きく変化していることから、経済動向の分析や関連施策の展開にとって、その市場実態を的確に把握することが必要となっている。特に、既存の「建築物リフォーム・リニューアル調査」については、一定の機能向上等が図られる投資部分と機能向上等を伴わない部分に区別して把握がされていないなどの課題があり、その改善が急務となっている。

統計の体系的整備の観点から、関連性の高い土地分野と建設物分野の統計整備についての取組の発展・充実を図ることが必要となっている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 5年ごとに実施する「法人土地・建物基本調査」を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフロー情報を把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討するし、結論を得る。
- ② 我が国の土地の所有・利用状況全体の捉え方について検証を行う。
- ③ 経済動向の正確な把握に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアル投資額を正確に把握し、建設総合統計及びSNAへの反映を図る。
- ④ ストック重視型住宅施策等の適切な推進に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアルの工事内容ごとの投資額等の把握を図る。

### 3 人口・社会、労働関連統計の整備・充実

#### (1) 社会保障全般に関する統計の充実整備

「社会保障費用統計」（基幹統計）については、基幹統計化を含め、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、一層の公表時期の早期化や項目の細分化など、集計の充実を検討する余地が認められるある。

また、医療、福祉及び介護関係統計については、多数の統計調査及び行政記録情報により把握されているため、必ずしも全体像が明確になっていない。このため、統計の利便性、有用性等の向上の観点から、その体系を明らかにすることが必要となつての指摘を受けている。

さらに、「国民医療費」については、行政記録情報を活用するなどして、精緻化・

集計の拡充を図っていることは評価できる。一方、現在、O E C D (経済協力開発機構)におけるS H A (国民保健計算の体系 A System of Health Accounts)手法自体が開発途上にあり、国際比較可能性の向上という観点からも、O E C DにおけるS H A改定に積極的に関与し、その充実を図ることが必要と~~なっている考える~~。

このため、次期基本計画においては、以下の取組~~が必要と考えるを講ずべきである~~。

- ① 「社会保障費用統計」について、国内の政策の企画立案上の利活用の現状やS N Aとの関係性などを踏まえつつ、公表時期の早期化やI L O基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実などの集計項目の細分化に~~について検討する努める~~。
- ② 医療、福祉及び介護関係統計について、関連する統計体系の全体像を整理する。
- ③ 「O E C DのS H A手法に基づく保健医療支出推計」について、「国民医療費」の精度向上に努めるとともに、S H A改定に積極的に関与する。

## (2) 人口減少社会に対応した統計の充実整備

少子高齢化の進展に対応した関連統計の整備については、「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、統計の有用性の~~確保向上~~という観点から、関連する統計における表章の充実を検討する余地が~~認められるある~~。

また、暮らし方の変化に対応した関連統計の整備については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、社会構造や調査環境の変化への対応の着実な推進及び国際比較可能性の向上という観点から、関連統計における取組を注視することが必要と~~なっている考える~~。

このため、次期基本計画においては、以下の取組~~が必要と考えるを講ずべきである~~。

- ① 人口・社会、労働関連統計において、サンプルサイズからの結果精度や記入者報告者負担の点を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなど~~についてを検討し、可能なものから提供する統計データの充実を図る~~。
- ② 「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」の調査対象者が中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の方向性や調査内容について検討する。
- ③ 「現在推計人口」の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、早期に結論を得る。
- ④ 「社会生活基本調査」（基幹統計調査）について、平成25年10月に策定される予定の欧州統計家会議（C E S）による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」の内容を注視し、調査内容の企画に活用する。
- ⑤ 「国民生活基礎調査」（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査の実施とその結果を踏まえて検討する。
- ⑥ 平成27年「国勢調査」（基幹統計調査）について、引き続き、オンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進め、一層の公表時期の早期化に努

める。

### (3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備・充実

学校教育関連統計及び社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための関連統計の整備については、改善・検討を実施していることは現行基本計画に沿った取組を進めていると評価できる。一方、調査実施体制等が検討途上であることや、結果精度の向上という観点から、引き続きその対応を注視することが必要となつて いる。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について、客観的な基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。
- ② 学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、その実現可能性について向けて検討する。
- ③ 「子どもの学習費調査」について、報告者負担を考慮した上で、学習費に関する経済的負担のより的確な把握が可能となるように向けて調査方法・内容を検討する。
- ④ 「社会教育調査」（基幹統計調査）について、教育委員会制度等の在り方についての中央教育審議会における審議状況を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな情報も含め、生涯学習というより広い視野からの統計整備を検討する。

### (4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

企業活動の変化や働き方の多様化等のための関連統計の整備については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、労働移動支援型への政策転換、多様な働き方の実現などの新たな取組も進められていることから、このような変化に対応した労働統計の発展・充実を図る必要性が高まっている。

また、雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しが求められている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 同一企業内における雇用形態の転換をより的確に把握する観点から、「労働力調査」（基幹統計調査）における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、その結果精度を踏まえた妥当性を検証する。
- ② ILOにおける国際基準の見直しを踏まえ、関連統計における失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成等に向けた検討を行った上、対応可能な統計の作成・提供に努める。
- ③ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、

検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な検討を行い、見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 1 統計作成の効率化及び報告者負担の軽減

##### (1) 事業所母集団データベースの整備・利活用

平成25年1月からシステム運用を開始している事業所母集団データベースは、母集団情報の提供・管理を通じ、経済統計の作成の効率化及び報告者負担の軽減を図る上で、重要なインフラと位置付けられるにとどまらず、その整備を進めることは統計の精度向上という観点からも重要な取組となっている。

事業所母集団データベースの整備については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。

一方、今後は、記録情報の更新・蓄積を通じたデータベースの整備に加え、データベースの共通事業所コードをキーとして、蓄積情報を連結した統計を作成・提供するなど、新たな役割が期待されている。記録情報の更新に当たっては、新たな情報収集手法の検討や、既存照会業務の回答精度の向上方策等の検討も必要となつている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 継続して実施すべき取組(年次フレーム<sup>(注)</sup>の作成、共通事業所コードの保持等)については、関係府省の協力の下、引き続き取組を進め、その定着を図る。
- ② 事業所母集団データベースにおける今後の母集団情報の整備に当たっては、新たな行政記録情報や民間情報の活用、「事業所・企業照会」業務の拡充及び精度向上を図ることに重点を置いた取組を推進する。また、これを実施するために必要な統計リソースの確保・育成に努める。
- ③ 事業所母集団データベースを活用した「事業所・企業実態統計」の作成及び提供に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計の作成について検討する。
- ④ 企業間の支配構造、企業と事業所の関係の把握、より適切な経済活動への分類のための手法について、事業所母集団データベースの共通事業所コードの活用を含め、把握その手法の在り方を検討する向上に努める。

(注) 毎年度の決められた時点を基準に、事業所母集団データベースにより整備した母集団情報

##### (2) 行政記録情報等の活用

###### ア 行政記録情報等の活用

行政記録情報等の活用は、正確な統計作成のみならず、報告者の負担の軽減や効率的な統計作成という観点からも、その重要性は高まっている。また、「経済財政運営と改革の基本方針」においても、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされている。

行政記録情報等の活用については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、効率的な統計作成を推進する観点から更なる取組の充実が必要となつている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきで

ある。

- ① 「行政記録情報等の活用についての確認・検討の原則化」及び「直接的な利用が困難な場合の特別集計による活用についての確認・検討の原則化」については、基本的な取組として更なる定着の促進を図る。
- ② 特別集計による税務データの活用については、現在実施中の検証結果を踏まえて、更なる活用の余地等を検討する。
- ③ 政府が保有する行政記録情報等の統計作成への活用について、オープン化の推進を図る観点から、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」の継続・充実を図るとともに、行政記録情報等の活用推進に関する課題を整理し、その課題解決に取り組む。

#### イ 社会保障・税番号制度の統計への活用

社会保障・税制度の効率性一及び透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）が平成25年5月に成立し、社会保障・税番号制度が平成28年1月から本格運用される予定となっている。

社会保障・税番号制度では、法人番号は原則公表され、民間での利用も可能となっている一方で、個人番号の利用は、番号法に規定する社会保障の給付や税の賦課徴収、防災に関する事務等に利用が制限されており、現在は統計への活用はできない。また、個人番号の利用範囲の拡大については、法の施行後3年を目途に、検討を行うこととしている。

このため、統計の正確かつ効率的な作成・提供という観点から、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 社会保障・税番号制度における法人番号について、その運用・管理の状況を注視しつつ、事業所母集団データベース等における利用も視野に入れて向けて検討する。
- ② 番号法における個人番号の利用範囲の拡大に関する番号法見直しについての検討に向けて、その動向を把握しつつ、個人番号の統計における活用を検討する。

#### （3）オンライン調査の推進

近年のIT技術の急速な発展に伴う高度情報化社会が到来し、統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、正確かつ効率的な統計を作成するとともに報告者の負担の軽減を図る観点から、統計調査の調査方法としてオンライン調査の導入と導入後のオンライン回答の促進が重要な課題となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 統計作成の効率化、多様な報告方法を提供することによる報告者の報告の際の利便性向上の観点等から、所管統計調査におけるオンライン調査導入を検討することを原則化する。

- ② オンライン調査の導入に当たっては、導入が有効と思われるものに重点化するとともに、導入後はオンライン回答率の向上策の検討を行い、各調査のオンライン化の取組を推進する。その際、オンライン調査に関するプログラム開発やランニングコスト等の必要なコストも十分に勘案する。
- ③ 総務省は、各府省の取組を支援するため、各府省におけるオンライン調査の導入状況や課題等に係る情報共有を行うとともに、政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等府省横断的な基盤の整備・充実を図る。
- ④ パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなど、IT関連機器の普及状況を勘案した対応を推進する。

#### (4) 統計基準等の見直し

統計基準の設定は、統計相互の整合性や国際比較可能性の確保・向上という直接的な効果のほか、個々の統計における客観性の確保という点からも重要な取組である。統計基準の設定については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。また、新たに統計基準として設定する候補はみられない。

一方で、現行基本計画における「統計基準の設定又は改定からおおむね5年後を目途に、見直しの可否を含めた検討を行う」との取組については、経済・社会の環境変化への的確な対応という観点から、次期基本計画においても、引き続き取り組むことが必要と考える取組を講ずべきである。

また、次期基本計画においては、統計の有用性の向上及び統計ニーズへの対応という観点から、基幹統計を中心に表章区分（年齢や企業資本金階級事業所規模等）の現状を整理した上、標準的な区分のあり方を検討することもし、必要と考えるに応じて見直しを図る。なお、この検討に当たっては、統計の継続性にも留意することが必要である。

## 2 統計リソースの確保及び有効活用

### (1) 統計リソースの充実確保のための取組

社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであり、引き続き統計リソースの確保に努め、有効活用を図ることが重要かつ不可欠なものとなっている。

統計リソースの確保等については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、取組の一層の推進を図ることが必要となっている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 統計リソースの確保及び有効活用に向けて不断の努力を行うとともに、次期基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。
- ② 総務省統計研修所は、研究機能を整備充実するなどして、各府省の新たな統計の作成、調査実施計画の策定等を支援することについて検討する。
- ③ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用

システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。

## (2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携

地方公共団体の統計部局は、基幹統計の作成・提供に当たって重要な役割を担っているのみならず、地域の視点からの改善にも大きく寄与している。また、統計調査員による調査は、調査票の回収率や記入内容の正確性が高まるなど統計調査の確実性及び統計内容の正確性の確保に大きく寄与しており、調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携は重要かつ不可欠なものである。

調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、その現状や役割からみて、更なる取組の充実を図ることが必要となっている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 地方公共団体を経由する調査については、調査対象も勘案した適切かつ効率的な調査手法を検討するし、業務量の軽減を図る。
- ② 地方公共団体の業務量を平準化するための中長期的な取組を行う。
- ③ 地方表章の充実のための更なる支援等を検討・実施する。

## (3) 統計職員等の人材の育成・確保

統計職員等の人材の育成・確保については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、統計職員等の量的な拡充が困難な中、質の向上を図る観点から、更なる統計職員等の人材の育成の充実を図ることが必要となっている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 統計職員等の人材の育成・確保については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。
- ② 総務省統計研修所については、統計職員等の人材育成において重要な役割を担っていることから、研修内容等の充実及び人材育成支援のための機能のを拡充について検討する。

## (4) 災害発生時等の備え

公的統計は、大規模災害等の発生時に、被害状況の把握・影響の推計にとどまらず、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデータとしても活用されるなど、重要な役割を担っている。また、総務省政策統括官（統計基準担当）が平成24年度に実施した東日本大震災に係る統計関係の施策等に関する調査研究の結果によれば、①災害時のリソースの想定や府省・県間の情報連携などの体制面、②調査員の安全確保などの実査面、③集計・公表面における課題等がみられることから、これらの課題解決に向けた取組が必要となっている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 上記の調査研究の結果等を基に今後の大規模災害発生時の対応に向けた課題を抽出し、個別調査ごとに対応するものと府省横断的に対応するものに整理した上、それぞれ具体的な対応方策の検討を行~~う~~取りまとめる。
- ② この検討取りまとめに当たっては、災害発生時の対応について、日頃から調査関係者の自覚・判断力を養うような方策についても検討するし、順次取組を進める。

#### (5) 民間事業者の活用

限られた統計リソースの有効活用や実査機関の業務負担軽減の観点から、民間事業者の活用は着実に増加しており、今後とも民間事業者の適正な管理に留意しつつ、活用を推進することが重要である。一方で、民間事業者の活用に当たっては、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務を国自らが行うことに留意する必要がある。

民間事業者の活用については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、民間事業者の適正な管理に留意しつつ、更なる充実を図ることが必要と~~なっている~~考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 民間事業者の活用については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。
- ② 公的統計の品質保証に係るプロセス保証導入の検討結果を活用し、適正な仕様書の作成等を支援するため、必要に応じて民間事業者活用ガイドラインの改定を検討する。

### 3 統計調査環境の改善

#### (1) 統計ニーズの的確な把握

統計ニーズの的確な把握については、統計委員会における統計利用者からの意見聴取、e-Stat を活用した統計ニーズに係るアンケートの実施等現行基本計画に沿った具体的な取組が進められていると評価できる。一方、統計ニーズの把握が十分とは言えないため、新たな取組を検討することが必要と~~なっている~~考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 統計ニーズの的確な把握・活用については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。
- ② 更なる定着の促進を図るに当たって、統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討を行うなどの活性化を~~検討する~~図る。
- ③ また、統計ニーズに係るアンケート調査については、調査票情報等の提供及び

活用等のニーズを具体的に把握するため、各府省との連携強化方策等を検討する  
した上で、見直しを行う。

## (2) 統計の品質保証活動の推進

統計の品質保証活動の推進については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した、社会の情報基盤として優れた統計を作成・提供し、更に公的統計の作成過程の一層の透明化等を図る観点から、取組の充実を図ることが必要となっている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 公的統計の品質保証に関する取組については、各府省における取組のベストプラクティスを共有し、自己評価結果の公表等更なる取組の推進を図る。また、各府省は公的統計の品質の表示・評価・改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を図る。
- ② 公的統計のプロセス保証については、より一層の統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保のため有用であることから、国際的な動向や関連学会における研究結果も踏まえ、導入に向けた具体的な検討を進める。

## (3) 統計に係る広報・啓発活動の充実推進等

統計に係る広報・啓発活動の充実については、各府省におけるホームページの見直しや個別協力要請など、具体的な取組が行われており、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、引き続き取組を継続することが必要となっている考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 国民・企業への広報・啓発活動については、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、取組の充実を図ることを基本的な方針とするとともに、各府省のベストプラクティスの共有を行うなどして、取組の一層の推進を図る。
- ② 各府省は、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、府省及び地方公共団体との間で情報の共有を行い、所管統計調査の実施状況を十分に検証した上でマニュアルを作成する。
- ③ 非協力者への対処については、総合的な観点で、引き続き検討を行う。

## (4) 統計リテラシーの向上

統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する理解を深めるためには、教師等を対象とする実践的な研修、統計の有用性や統計データの活用能力を高めるための教材の提供を行うなど、統計倫理を重視した統計リテラシーの向上が重要である。

統計リテラシーの向上については、教員に対する研修内容の充実を図るとともに、

各府省ホームページにおける学習サイトの充実・見直し等おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、引き続き、統計倫理を重視した統計リテラシーの向上を図ることが必要と~~なっている~~考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

- ① 国及び地方公共団体は、統計に関する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、統計データを実際に用いたワークショップ型授業の推進を図る。
- ② 総務省政策統括官（統計基準担当）は、学会や教育関係者等と連携し、教師等の研修参加者が、統計教育の実践方法、統計データを活用した実践事例及び統計教育の重要性を児童に学ばせる方法を体験する研修の機会を、中央だけでなく地方においても拡充する。また、総務省統計研修所は、統計データの探し方や利用方法等、教育関係者のニーズに即した研修の内容を充実する。
- ③ 国及び地方公共団体は、学会や教育関係者等と連携し、カリキュラムの開発及び統計データの活用能力を高める教材を作成・開発する。
- ④ 総務省統計局は、ニーズの把握を行った上で、統計法の制約を受けず、広く一般的に活用可能な「一般用ミクロデータ（仮称）」<sup>(注)</sup>の作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。また、各府省においても、総務省統計局の取組を踏まえつつ、所管する統計調査の統計データの更なる活用を検討する。

(注) 集計表から作成するなど、調査票情報を直接的に用いない方法により作成する擬似的なミクロデータ

## (5) 研究開発成果の共有

各府省では、標本理論や推計技術等に係る専門性・知見を有する学識経験者とも連携し、研究開発の継続的な推進を図っている等おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、各府省における研究開発の成果は、主に所管統計・統計調査の見直しへの活用にとどまっており、府省間の情報共有は必ずしも十分ではない。また、不完全データのエディティング補定(imputation)や、マッチング技法の開発など、府省横断的に活用可能な研究課題については、その成果を共有し、各府省が連携・継続した研究を行うことも効果的である。

このため、次期基本計画においては、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として、各府省における研究開発成果の情報共有ができる仕組みを構築することが必要と考えるべきである。

## 4 統計データの有効活用

### (1) 調査票情報等の提供及び活用

調査票情報等の提供及び活用の推進については、一部検討中の事項を除き、おおむね計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、オンライン利用の実施に向けた検討を進めるとともに、その他の活用策の検討を進め、更なる取組の推進を図ることが必要である。また、統計データ・アーカイブの整備については、検討途上であることから、引き続き整備に向けた検討を行うことが必要と~~なっている~~

## 考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるを講ずべきである。

① 調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルやデータの匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案した上、統計法制度上の整理を含め、以下の取組を推進する。

( i ) 調査票情報の提供及び活用については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、現行の調査票情報の貸渡しによる利用方法からオンライン利用やプログラム送付型集計・分析に段階的に移行することとする。また、オンライン利用のためのガイドライン等の整備や、プログラム送付型集計・分析のための技術的検証等の実用化に向けた具体的な検討を推進する。

( ii ) 匿名データの作成・提供については、利用者のニーズや匿名化の程度と有用性の確保に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、年次追加に伴う手続の簡素化を図る。

( iii ) オーダーメード集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進めるとともに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、検討に当たっては、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。

\_\_\_\_\_なお、上記の( i )～( iii )の取組においては、秘密の保護に十分配慮するとともに、利用に係る事務の効率化・簡素化や利用料金等についての必要な見直しを図る。

② 統計データ・アーカイブの整備については、調査票情報等の提供及び活用の促進を目的とするとともに、整備対象とする統計データの範囲は、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータに付随する関連情報（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進め、可能な限り早期に結論を得るよう努める。また、「統計データ・アーカイブ」という名称については、調査票情報等の提供及び活用の促進という整備の目的がより明確になるよう変更を検討する。また、各府省は、引き続き調査票情報等の適切な保管を徹底する。

③ 「調査票情報等の保管方法」については、引き続き各府省の適切な保管の実施を徹底する観点から、その必要性や対処方針を次期基本計画において示す。

## ( 2 ) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進

統計データを国民が容易に利用可能な形で適時に提供することは、統計の有用性の確保、報告者の理解と協力意識の醸成という観点からも重要な取組である。政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進に当たっては、政府統計共同利用システムの登録件数等は着実に増加しているほか、操作の簡素化・検索機能の見直し等、利用環境の向上・高度化を進める取組も図られていることから、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、利用環境の一層の向上、利用者ニーズのより的確な把握、「統計情報データベース」の登録

促進などについて、更なる取組の推進を図ることが必要と~~なっている~~考える。

このため、次期基本計画においては、以下の取組~~が必要と考える~~を講ずべきである。

- ① 各府省は、国民に対する有用な統計データの提供を推進するために、政府統計共同利用システムの統計情報データベースへのデータ登録の拡充を図る。また、総務省統計局は、登録作業の簡素化・支援方策の検討などを通じて、データ登録の促進を図る。
- ② 政府統計共同利用システムの情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上の検討に活用するほか、A P I 機能の提供や統計G I Sの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。

## 5 国際協力及び国際貢献の推進

### (1) 国際機関への情報提供の充実推進

経済・文化などの様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を超えて、地球規模で資本や情報がやり取りされるグローバル化が進展する中で、公的統計は、世界的な金融・経済危機のリスクを分析するために必要な統計情報を整備・提供するなど、重要な役割を担っている。

我が国では、これまででも、①国連統計委員会やO E C D 経済協力開発機構(O E C D)等の国際会議及び各種専門家会合に参加し、各種の国際的な統計基準・ガイドラインの検討・設定等に寄与しているほか、②各国の国内総生産の実質比較を行うことを目的とした国際比較プログラム(I C P)等の国際的な統計事業に参加し、③国際通貨基金(I M F)の特別データ公表基準(S D D S)による統計情報の交換等に協力しており、このような国際的な統計活動の重要性は従来に増して高まっている。

さらに、国際機関等による国際会議、専門家会合等への参加は、我が国の統計職員における国際的な対応力強化という人材育成の観点からも、重要な取組と考えられる。

しかしながら、これらの取組は、我が国の統計リソースの制約等もあり、必ずしも十分とはいえない状況となっている。このため、国際社会における我が国のプレゼンスの向上だけでなく、我が国の統計職員の人材育成の観点からも、これらの取組を一層強化することが必要と~~なっている~~考える。

このため、次期基本計画においては、分野によっては改善の余地がある国際機関への我が国の統計情報の提供について、総務省政策統括官(統計基準担当)を中心として全体的な状況を把握するための仕組みを構築するとともに、積極的に国際機関への統計情報提供に努めるなど、国際協力の充実を図ることが必要と考えるべきである。

### (2) 発展途上国等への支援

統計により人口や産業の実情を正確に把握することは、国家や地方行政機関にお

ける円滑な行政運営を進める上で、不可欠の要素となっている。特に、発展途上国においては、限られた資源や援助を効果的に活用するためにも、各種施策の基盤となる統計組織の整備・人材育成等が重要となっている。

我が国では、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じたカンボジア政府統計能力向上プロジェクトによる専門家派遣や、国連アジア太平洋統計研修所の運営に対する協力、内閣府経済社会総合研究所経済研修所等における各国政府からの研修生の受け入れなどを通じた支援を行っていることは、現行基本計画に沿った取組を進めていると評価できる。一方、統計リソースの制約等もあり、その取組は必ずしも十分とはいえない状況となっている。

このため、次期基本計画においては、各府省が独立行政法人国際協力機構等他の機関と連携し、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受け入れなど、統計分野における積極的な国際貢献に努めることが必要と考えるべきである。

## 第4 基本計画の推進

### 1 各府省における取組

各府省では、現行基本計画の推進に当たっては、公的統計基本計画推進会議を設置し、各府省における取組状況の共有や調整を行うとともに、府省横断的な取組に関しては、必要に応じて検討会議・ワーキンググループを設置し、政府一体となった取組が進められていることから、現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、各府省に共通する課題等の解決に当たっては、更なる取組の充実が必要となっている考える。

このため、次期基本計画に掲げる各種施策をより一層効果的に実施するため、引き続きこれらの組織を活用しながら、府省間の密接な連携及び適切な役割分担の下で、政府一体となった取組を行うことが必要と考えるべきである。

### 2 統計委員会における取組

統計委員会は、法第55条第2項の規定により、毎年度、総務大臣から報告される統計法施行状況報告のうち、基本計画の取組状況を中心に審議し、基本計画の着実な推進を図る役割を担っており、その取組は既に定着しているものと考えることから、現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、基本計画以外の法の施行状況の確認や、審議に資するための調査研究に関する取組は、必ずしも十分とはいえない状況にある。

今後は、法第55条第3項の規定に基づき、基本計画の取組状況を含む法の施行状況の確認や、各府省に対する統計の専門技術的な研究成果の提供等の取組を通じ、引き続き統計行政の推進を図ることが重要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考えるべきである。

- ① 基幹統計（基幹統計調査）のうち、これまで統計委員会に諮問されていない統計を中心に、統計法施行状況報告に基づく実施状況を踏まえ、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等を計画的に確認する。
- ② 統計委員会における諮問審議の答申に記した今後の課題について、一定期間以上対応状況が確認されていない基幹統計に関するフォローアップを計画的に実施する。また、統計調査の実施現場の状況を理解するため、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会における審議に活用する。
- ③ 基本計画部会の下にワーキンググループを設置するなどして、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値の補定や非対称分布推計の見直し等）に関する研究の実施や、日本学術会議及び関連学会等との連携強化方策を検討する。